

25 - 18 市町村営住宅事業

『合併協定項目(案)』

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
 - (1) 阿寒町の宅地分譲事業
 - (2) 音別町の特定公共賃貸住宅事業
- 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
 - (1) 住宅マスタープラン
合併後2年程度で現行計画を再編。
- 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 住宅使用料の収納業務
 - (2) 入居申し込みの方法
 - (3) 修繕等の維持管理

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 阿寒町の宅地分譲事業	08 - 03 - 02 - 01	
	(2) 音別町の特設公共賃貸住宅事業	08 - 04 - 01 - 10	
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 住宅マスタープラン	08 - 04 - 01 - 06 【先行調整項目】	合併後2年程度で現行計画を再編
	(2) 入居申し込みの方法	08 - 04 - 01 - 05	
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 住宅使用料の収納業務	08 - 04 - 01 - 03 【先行調整項目】	収納業務の効率化や経費節減を図る
	(2) 耐震診断・耐震改修	08 - 04 - 01 - 07	
	(4) 修繕等の維持管理	08 - 04 - 01 - 08	
	(5) 住宅住替制度	08 - 04 - 01 - 09	

先行調整項目の残り[08-04-01-02]「入居資格及び使用料」は協定項目[19]「使用料、手数料等の取扱い」に分類されているもの。